# 特定非営利活動法人長野県 NPO センター 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人長野県 NPO センター(以下「この法人」という。)の定款 第5条に基づいて、この法人に所属するすべての役員及びスタッフ((以下「役職員」という。) が実施する事業の遂行にあたり、倫理について必要な事項を定め、法人に対する社会的信頼の一層 の向上に資することを目的とする。

# (組織の使命及び社会的責任)

第2条 この法人は、その設立目的に従い、民間の公益活動を支援する立場において重要な役割を期待 されていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

### (社会的信用の維持)

第3条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### (基本的人権の尊重)

- 第4条 この法人は、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、法人と関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとする。法人に所属するすべての役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。
  - (1) 国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、性的指向、性同一性、障がいの有無等を理由とする、一切の差別やハラスメント(いやがらせ)を行わないものとする。
  - (2) この法人は、公平な雇用機会を提供するとともに、役職員に対し能力を発揮できる健全な職場環境を構築するものとする。

### (法令等の遵守)

- 第5条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。
  - (1) この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
  - (2) 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇する ことなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

# (私的利益追求の禁止)

- 第6条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を 私的な利益の追求に利用することがあってはならない。
  - この法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。
  - (1) 支援候補組織、並びに支援先組織からの、私的な利益供与を禁ずるとともに、誤解の生じるような行為を避ける。
  - (2) 職務や地位を利用して特定の支援候補組織、並びに支援先組織に有利な取り計らいをするような行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

### (利益相反等の防止及び開示)

第7条 この法人は、利益相反を防止することを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

- (1) この法人は、総会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する 会員又は役員を除いて行わなければならない。
- (2) この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

# (特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

## (情報開示及び説明責任)

第9条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、 財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

# (個人情報の保護)

第10条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利 の尊重にも十分配慮しなければならない。

### (研鑽)

第11条 この法人の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、自己研鑽に努めなければならない。

### (規程遵守の確保)

第12条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

### (改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

### 附 則

この規程は、令和6年6月18日から施行する。(令和6年6月18日理事会決議)